

# 第1編 総論

## 第1章 計画の目的、位置付け、構成等

この章では、計画の目的、位置付け、構成等について定める。

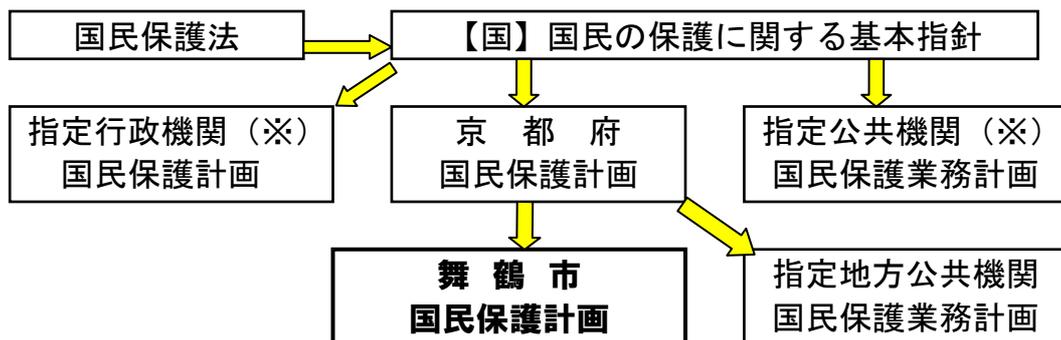
### 1 計画の目的

「舞鶴市国民保護計画（※）」（以下、「この計画」又は「市国民保護計画」という。）は、武力攻撃事態等（※）において、舞鶴市の区域（以下「市域」という。）に所在する全ての人の生命、財産を守るため、市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）が、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するために必要な事項を定める。

### 2 市国民保護計画の位置付け

この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法（※）」という。）第35条の規定により、同法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）、及び「京都府国民保護計画」（以下「府国民保護計画」という。）に基づいて作成したものである。

#### 【国民保護に関わる計画の体系】



### 3 市国民保護計画作成の背景、経緯

わが国は、戦後、国の平和と国民の安全を守るため、国際協調に基づく外交・安全保障政策を基調として努力してきた。

本市においても、昭和25年に旧軍港市転換法（※）が適用されて以来、恒久平和を願う市民の総意に基づき、「平和産業港湾都市」を市是として、まちづくりを進めてきた。

近年、世界各地では、米国での同時多発テロ（2001年9月11日）をはじめとするテロや局地紛争が続いている。また、わが国及びその周辺においても、不審船・武装工作船の出没、ミサイルの発射、大量破壊兵器の開発・拡散、国際的テロ集団の活動など、平和と安全を脅かす状況が続いている。

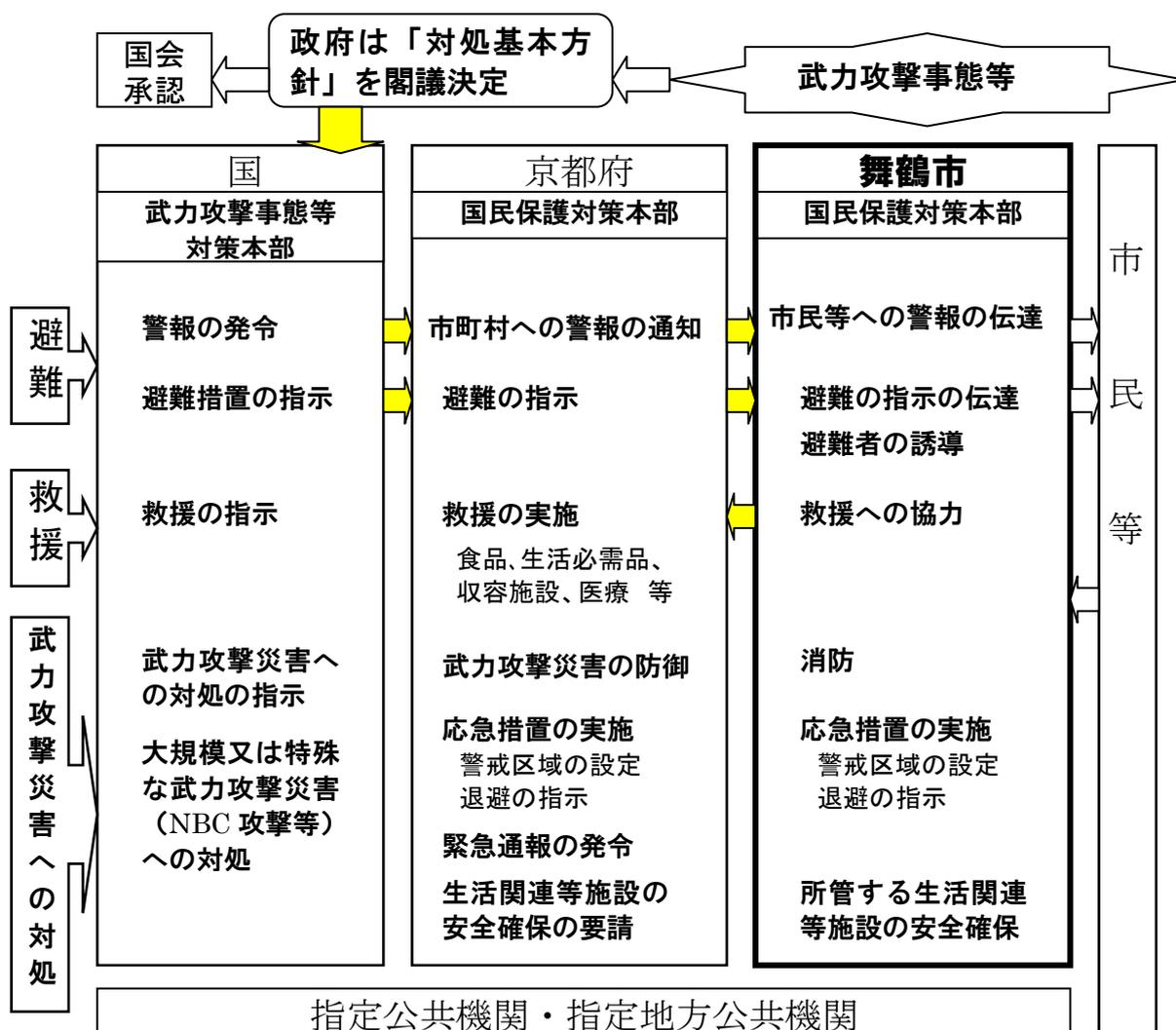
そのような中、国においては、平成15年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法（※）」という。）などの有事関連3法（※）が、また平成16年6月、国民保護法などの有事関連7法（※）が、それぞれ国会で成立し、武力攻撃や大規模なテロ等の事態に国全体で対処する枠組みが整備されたところである。

これを受け、本市においても、万が一武力攻撃事態等が発生した場合において、市民等の生命、身体、財産を守るため、国民保護法に基づきこの計画を作成したものである。

#### 4 市国民保護計画に定める事項

この計画では、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項、及びその他市長が必要と認める事項について定める。

##### 【国民保護措置における市の役割】



## 5 市国民保護計画の構成

この計画は、以下の各編で構成する。

第1編	総論
第2編	平素からの備えや予防
第3編	武力攻撃事態等への対処
第4編	復旧等
第5編	緊急対処事態への対処
	用語集
	資料編

これら本編に基づき、業務の具体的な手順を定めたマニュアル類を作成する。

## 6 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

この計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置に係る訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

見直しに当たっては、舞鶴市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く市民及び関係機関・団体の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

この計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、計画作成時と同様、市国民保護協議会に諮問のうえ、市民の意見を聴取し、京都府知事（以下「知事」という。）に協議した後、舞鶴市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更（地名・地番、関係機関の名称・所在地の変更等）については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しないこととなっている。

## 7 舞鶴市地域防災計画との関係等

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「舞鶴市地域防災計画」等、防災関係の計画に準じて対応することとする。

また、総合的な危機管理機能の強化の観点から、地域防災計画をはじめとする既存の危機管理に関わる計画、協定、マニュアル等については、武力攻撃事態等への適用の確認または適用の拡大に向けて、適宜、確認または見直しを進めることとする。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

この章では、市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法が保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

### (2) 市民等の権利・利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の市民等の権利・利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めるものとする。

### (3) 市民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民等に対し、警報や避難指示の伝達など、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ防災行政無線、携帯メール、インターネット等適切な方法で提供するよう努めるものとする。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、京都府（以下「府」という。）、近隣市町、指定公共機関及び指定地方公共機関（※）をはじめ、国民保護措置の実施にあたり関係する様々な機関や団体と、平素から相互の連携・協力体制の確保に努めるものとする。

### (5) 市民等の協力、自助・共助の充実

市は、国民保護法の規定を踏まえ、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し協力を要請するものとする。この場合において、要請が強制にわたることがないように留意するとともに、市民等はその自発的な意思により、可能な協力をするよう努めるものとする。

さらに、武力攻撃による災害が発生した際には、行政や関係機関による救助（公助）が機能しない場合があることを踏まえ、市は、市民等の自主的な備え（自助）や地域での助け合い（共助）の充実を支援するとともに、市民等は自発的に自助・共助の充実と、公助との連携に努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるものとする。

## (6) 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、妊産婦、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する人たちについて、それぞれの状況に応じたきめ細やかな保護を行うよう配慮するものとする。

## (7) 国際人道法の的確な実施

市は国際的な武力紛争において適用される国際人道法(※)の的確な実施について配慮するものとする。

## (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、これらの機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意しこれを尊重するものとする。

## (9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者及び市の要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

## (10) 市国民保護計画の適用対象と適用地域

市は、市域に定住する住民はもとより、武力攻撃事態等の際に通勤・通学・旅行等で市域に滞在する人、市域を通過中の人、市域の外から市域へ避難してきた人も、その国籍を問わず市国民保護計画の適用対象となることに留意する(以下、適用対象となる人を「市民等」という。)

また、適用する地域は市域全域とし、市域を越える避難を実施する場合は、避難先地域も含むものとする。

### 第3章 市国民保護計画が対象とする事態

この計画では、以下のとおり府国民保護計画で想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

#### 1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや、正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道・橋梁・ダム・原子力発電所等に対する攻撃
弾道ミサイル攻撃	弾頭に通常弾頭のほか、核・生物剤（※）・化学剤を搭載したミサイルによる攻撃
航空攻撃	攻撃機による、着上陸侵攻に先立つ攻撃や都市部・ライフラインを標的にした攻撃

注) これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

注) これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（※）の特徴等については、この計画の第3編第4章を参照。

#### 2 緊急対処事態

緊急対処事態（※）とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、政府が「対処基本方針」で武力攻撃事態であることの認定を行うこととなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

緊急対処事態の例として、次の4事態が基本指針に示されている。

1. 攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
多数の人が集合する施設・大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
2. 攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

注) 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。

### 3 市が留意すべき事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどによって異なることから、一概に言えないとされている。

したがって、市域における武力攻撃事態等の具体の想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、隣接する高浜原子力発電所に対する攻撃や、舞鶴湾沿岸に所在する重要な諸施設に対する攻撃に留意する必要がある。

## 第4章 市及び関係機関の主な事務・業務等

この章では、市が国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携・協力ができるよう、国民保護法に基づく市の役割を確認しておくとともに、関係機関の主な事務・業務及び連絡窓口をあらかじめ把握しておくこととする。

### 1 市の主な事務・業務

1. 市国民保護計画の作成
2. 市国民保護協議会の設置、運営
3. 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4. 武力攻撃事態等に備えた市組織の整備、訓練
5. 避難に関する措置の実施（警報の伝達、避難指示の伝達、避難実施要領の策定、避難者の誘導 など）
6. 避難者等の救援に関する措置の実施（救援の実施、安否情報の収集・提供 など）
7. 武力攻撃災害（※）への対処に関する措置の実施（退避の指示、警戒区域の設定、消防活動、廃棄物の処理、被災情報の収集 など）
8. 市民生活の安定に関する措置の実施（水の安定的な供給 など）
9. 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

### 2 府の主な事務・業務

1. 府国民保護計画の作成
2. 府国民保護協議会の設置、運営
3. 府国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4. 武力攻撃事態等に備えた府組織の整備、訓練
5. 警報の通知
6. 市民等に対する避難の指示、避難者の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える市民等の避難に関する措置、その他の市民等の避難に関する措置の実施
7. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難者等の救援に関する措置の実施
8. 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9. 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する

<p>る措置の実施</p> <p>10. 交通規制の実施</p> <p>11. 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--

### 3 指定地方行政機関（※）、指定公共機関及び指定地方公共機関の主な事務・業務

機関の名称	主な事務・業務
第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難者の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設（※）の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>
舞鶴海洋气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び情報の提供</li> </ol>
近畿運輸局 (京都運輸支局〔舞鶴庁舎〕)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者との連絡調整</li> <li>2 運送施設の安全保安</li> </ol>
近畿地方整備局 (福知山河川国道事務所) (舞鶴港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
放送事業者 日本放送協会（京都放送局） 株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報及び避難の指示（それらの解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送</li> </ol>
郵便事業株式会社 (東舞鶴・西舞鶴支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便の確保</li> </ol>
電気通信事業者 西日本電信電話株式会社 (京都支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い</li> </ol>

<p>電気事業者                  関西電力株式会社                  (舞鶴営業所、舞鶴発電所、                  舞鶴電力システムセンタ                  ー)</p>	<p>1 電気の安定的な供給</p>
<p>運送事業者                  [海上運送事業者]                  新日本海フェリー株式会社                  (舞鶴支店)                  [道路運送事業者]                  京都交通株式会社                  (舞鶴営業所)                  [鉄道運送事業者]                  西日本旅客鉄道株式会社                  (西舞鶴駅)                  北近畿タンゴ鉄道株式会社                  [貨物自動車運送事業者]                  日本通運株式会社                  (舞鶴支店)</p>	<p>1 避難者の搬送及び緊急物資の運送                  2 旅客及び貨物の運送の確保</p>

**4 公共的団体の主な事務・業務**

団体等の名称	主な事務・業務
舞鶴商工会議所	1 生活関連物資等の供給の確保
舞鶴医師会	1 医療の確保

注) 各機関の連絡窓口等については、資料編に記載する。

## 第5章 市の地理的・社会的特徴

国民保護措置の実施にあたり、考慮しておくべき地理的・社会的特徴等は、次のとおりである。

### (1) 概況、地形

市は、京都府の北部に位置し、東は福井県高浜町に、南は綾部市に、西は福知山市から宮津市にそれぞれ接し、北は日本海・若狭湾に面しており、約9.8kmに及ぶ沿岸部は複雑なリアス式海岸が続いている。若狭湾が最も深く湾入したところが舞鶴湾であり、波静かな天然の良港を形成している。

面積は約34.2km<sup>2</sup>で、市域の広がり（島嶼部を除く）は、東西約30km、南北約2.5kmである。市域の約8割を山林が占め、市境に標高600m級の山々が連なっている。市街地は舞鶴湾に面した平野部に、東西それぞれに形成されており、市域の西部には由良川が貫流し若狭湾へ注いでいる。

### (2) 気候

気候は、日本海気候の特性を示し、冬季は北西の季節風が吹き、雪や雨の日が多いが、降雪量は多くない。夏季は高温多湿で晴天の日が続く。年平均気温は15℃前後、年降水量は概ね1,700mmから2,100mmの間である。

### (3) 定住人口

平成17年10月現在、市の人口は91,733人（男45,503人、女46,230人、世帯数34,898）である。

人口集中地区（D.I.D）内の人口は、約63,901人であり、総人口の約7割が市域の約5%（17km<sup>2</sup>）に居住している。東地区では、新舞鶴、倉梯、祖母谷の各地区に、西地区では旧舞鶴、余内、中筋の各地区に集中している。

65歳以上の高齢者は21,789人で、人口の23.8%を占めており、高齢者のいる世帯は14,665世帯で、全世帯の42.0%を占めている。

### (4) 滞在・通過人口

平成17年10月現在の市への昼間流入人口は4,587人、市外への昼間流出人口は4,937人である。

市への観光入込客数は、年間約120万人であり、その多くは日帰り客となっている。

公共交通機関の年間利用者は、鉄道がJRとKTRを合わせて約114万人、バスが約76万人、舞鶴小樽間の高速フェリーが、乗客約10万人、車両約9万台となっている。

### (5) 道路の位置等

市内の道路は、自動車専用道路として、舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道が通っている。舞鶴西、舞鶴東、舞鶴大江の3つのインターチェンジが所在

し、合わせて年間約 194 万台が利用している。

また主な一般道路として、福井県から入り綾部市へ抜ける国道 27 号、西地区を起点に由良川沿いを通り福知山市へ伸びる国道 175 号、同じく由良川沿いを通り宮津市へ伸びる国道 178 号、国道 27 号とともに東西市街地を結ぶ幹線である主要地方道小倉西舞鶴線などがある。

市内の主な地点での通過車両数は、平日の昼間で、国道 27 号の上安地区では約 2 万 2 千台、主要地方道小倉西舞鶴線の清道地区では約 1 万 7 千台となっている。

#### (6) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、J R 舞鶴線（綾部～東舞鶴）、J R 小浜線（東舞鶴～敦賀）、K T R 宮津線（西舞鶴～豊岡）、K T R 宮福線（福知山～宮津）の 4 本が通っている。

港湾は、関西経済圏の日本海側唯一の重要港湾として人・物・情報の交流拠点となっている京都舞鶴港が所在している。5 万トンの大型船舶が接岸できる舞鶴国際埠頭（水深 14m 他）をはじめ、第 2 埠頭（水深 10m 他）、喜多埠頭（水深 12m 他）、前島埠頭（水深 8m 他）などが内外貿易の拠点となっており、年間約 5 千隻の船舶が出入港している。

漁港は、舞鶴漁港のほか舞鶴湾の内外に計 8 の漁港が所在しており、約 700 隻の漁船が利用している。

飛行場は、海上自衛隊舞鶴航空基地にヘリコプターの飛行場が所在しており、自衛隊が使用している。国の関係機関や自治体等のヘリコプターが使用することもある。

#### (7) 自衛隊施設

市には、秋田県から島根県に至る日本海側一帯を警備担当区域とする海上自衛隊舞鶴地方隊のほか、第 3 護衛隊群をはじめとする海上自衛隊の舞鶴在籍部隊が所在している。

その施設は、市内各所にあるが、舞鶴地方総監部、北吸係留所、舞鶴航空基地、舞鶴教育隊など主な施設は、東地区から中地区にかけての舞鶴湾沿岸地域に集まっている。

#### (8) 原子力発電所

関西電力株式会社の高浜原子力発電所が、隣接する福井県高浜町に立地している。同発電所に係る「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」（発電所から半径 10km 圏内）は、市域の大浦・朝来・志楽・祖母谷の各地区にわたっており、約 1 万 2 千人の市民が暮らしている。

#### (9) その他の重要機関・施設

海上保安庁の第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部及び海上保安学校、舞鶴海洋气象台など国の重要機関が立地するとともに、京都府中丹広域振興局をはじめとする府の諸機関も所在している。

石炭を主燃料とする関西電力株式会社の舞鶴発電所が、舞鶴湾口の千歳地区において稼働している。

注) 市の地形図、人口関係数値、気象関係数値、要配慮者の人数、道路・鉄道・港湾の位置図、重要施設の位置図等は、資料編に記載する。(平成17年国勢調査結果が公表(18年10月以降)され次第、差し替え予定。)

注) 道路交通量は、H17交通量センサスによる。